

点 検 箇 所	点 検 内 容
1 プレーキ	1 プレーキ・ペダルの踏みしろが適当で、プレーキの <u>効き</u> が十分であること。 2～5 (略)
2 タイヤ	1 <u>タイヤの空気圧が適当であること。</u> 2 <u>亀裂及び損傷がないこと。</u> 3 <u>異状な摩耗がないこと。</u> (※1) 4 <u>溝の深さが十分であること。</u> (※2) 5 <u>デイスク・ホイールの取付状態が不良でないこと。</u>
3 バッテリ	(※1) 液量が適当であること。
4 原動機	(※1) 1 冷却水の量が適当であること。 (※1) 2 フアン・ベルトの張り具合が適当であり、かつ、フアン・ベルトに損傷がないこと。 (※1) 3 エンジン・オイルの量が適当であること。 (※1) 4 原動機のかかり具合が不良でなく、かつ、異音がないこと。 (※1) 5 低速及び加速の状態が適当であること。
5 (略)	(略)
6 ウインド・ウオツシヤ及びワイパー	(※1) 1 ウインド・ウオツシヤの液量が適当であり、かつ、噴射状態が不良でないこと。 (※1) 2 ワイパーの払拭状態が不良でないこと。
7・8 (略)	(略)

(注) ① (※1) 印の点検は、当該自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことと足りる。
② (※2) 印の点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。

別表第3 (事業用自動車等の定期点検基準) (第二条関係)

点検箇所	点検時期	点検内容
(略)	3 月 ごと	1 2 月 ごと 2 月 ごと 3 月 ごと の点検に次の点検 を加えたもの
制動装置	ブレーキ・ペダル	1 遊び及び踏み込んだときの床板とのすき間 2 プレーキの効き具合
駐車ブレーキ機構	1 引きしろ 2 プレーキの効き具合	
(略)	(略)	
走行装置	ホイール	(※2) 1 タイヤの状態 2 ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み (※2) 3 フロント・ホイール・ベアリングの 状態

点 検 箇 所	点 検 内 容
1 プレーキ	1 プレーキ・ペダルの踏みしろが適当で、プレーキの <u>きき</u> が十分であること。 2～5 (略)
2 タイヤ	1 <u>タイヤの空気圧が適当であること。</u> 2 <u>亀裂及び損傷がないこと。</u> 3 <u>異状な摩耗がないこと。</u> ※4 <u>溝の深さが十分であること。</u>
3 バッテリ	※ 液量が適当であること。
4 原動機	※1 冷却水の量が適当であること。 ※2 フアン・ベルトの張り具合が適当であり、かつ、フアン・ベルトに損傷がないこと。 ※3 エンジン・オイルの量が適当であること。 ※4 原動機のかかり具合が不良でなく、かつ、異音がないこと。 ※5 低速及び加速の状態が適当であること。
5 (略)	(略)
6 ウインド・ウオツシヤ及びワイパー	※1 ウインド・ウオツシヤの液量が適当であり、かつ、噴射状態が不良でないこと。 ※2 ワイパーの払拭状態が不良でないこと。
7・8 (略)	(略)

(注) ※印の点検は、当該自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことと足りる。

別表第3 (事業用自動車等の定期点検基準) (第二条関係)

点検箇所	点検時期	点検内容
(略)	3 月 ごと	1 2 月 ごと 2 月 ごと 3 月 ごと の点検に次の点検 を加えたもの
制動装置	ブレーキ・ペダル	1 遊び及び踏み込んだときの床板とのすき間 2 プレーキのきき具合
駐車ブレーキ機構	1 引きしろ 2 プレーキのきき具合	
(略)	(略)	
走行装置	ホイール	(※2) 1 タイヤの状態 2 ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み (※2) 3 フロント・ホイール・ベアリングの 状態

(略)		
電気装置	点火装置 (※2) 1 点火プラグの状態 2 点火時期 (略)	デイストリビュータのキャップの状態
(略)		
連結装置		1 カメラの機能及び損傷 2 ピントル・フックの摩耗、亀裂及び損傷
(略)		

(注) ① (※1) 印の点検は、人の運送の用に供する自動車に限る。該点検を行った日以降の
 ② (※2) 印の点検は、自動車検査証の交付を受けた日又ははいては、前回の当該点検を行
 走行距離が3月間当たり2千キロメートル以下の自動車につきは、前回の当該点検を行
 うべきこととされる時期に当該点検を行わなかつた場合を除き、行わないことのできる。

③ (※3) 印の点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る

④ (※4) 印の点検は、点検プラグが白金プラグ又はイリジウム・プラグの場合は、行
 わないことができる。

別表第4 (被牽引自動車の定期点検基準) (第二条関係)

点検箇所	点検時期	1 2 月ごとと 3月ごとの点検に次の点検 を加えたもの
ブレーキ・ペダル	ブレーキの効き具合	
駐車ブレーキ機構	1 引きしる 2 ブレーキの効き具合	
ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態	
ブレーキ・チャイム	ロットのストローク	機能
リレー・エレクトロニクス・バルブ		機能
ブレーキ・カム		摩耗
ブレーキ・ドラム及び ブレーキ・シュー	1 ドラムとライニングとのすき間 2 シューの摺動部 及びライニングの摩耗	ドラムの摩耗及び損傷
バック・プレート		バック・プレートの状態

(略)		
電気装置	点火装置 (※2) 1 点火プラグの状態 2 点火時期 (略)	デイストリビュータのキャップの状態
(略)		
連結装置		1 カメラの機能及び損傷 2 キンク・ピンの亀裂及び損傷 3 トット・アイの損傷
(略)		

(注) ① (※1) 印の点検は、人の運送の用に供する自動車に限る。該点検を行った日以降の
 ② (※2) 印の点検は、自動車検査証の交付を受けた日又ははいては、前回の当該点検を行
 走行距離が3か月間当たり2千キロメートル以下の自動車につきは、前回の当該点検を行
 うべきこととされる時期に当該点検を行わなかつた場合を除き、行わないことのできる。

(新設)

	ブレーキ・ディスク及びパッド	(※1) 1 ディスクとパッドのすき間 (※1) 2 パッドの摩耗	ディスクの摩耗及び損傷
走行装置	ホイール	(※1) 1 タイヤの状態 2 ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み	(※2) 1 ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷 2 リム、サイド・リング及びディスク・ホイールの損傷 3 ホイール・ベアリングのがた
緩衝装置	リーフ・サスペンション	スプリングの損傷	取付部及び連結部の緩み、がた及び損傷
電気装置	エア・サスペンション	1 エア漏れ (※1) 2 ベローズの損傷 (※1) 3 取付部及び連結部の緩み並びに損傷	レベリング・バルブの機能
	電気配線	接続部の緩み及び損傷	
その他	ショック・アブソーバ	油漏れ及び損傷	
	エア・コンプレッサ	エア・タンクの凝水	
	車枠及び車体	緩み及び損傷	
	連結装置		1 カチラの機能及び損傷 2 キング・ピン及びビルネット・ブライの摩耗、亀裂及び損傷
	その他	シヤン各部の給油脂状態	

(注) ① (※1) 印の点検は、自動車検査証の交付を受けた日又は当該点検を行った日以降の走行距離が3月当たり2千キロメートル以下の自動車については、前回の当該点検を行うべきこととされる時期に当該点検を行わなかつた場合を除き、行わないことができる。

② (※2) 印の点検は、車両総重量8トン以上の自動車に限る。

別表第5 (自家用貨物自動車等の定期点検基準) (第二条関係)

点検時期	6 月 ごと	1 2 月 ごと
点検箇所		〔6月ごとの点検に次の点検を加えたもの〕
(略)		
ブレーキ・ペダル	(※1) 1 遊び及び踏み込んだときのすき間 (※1) 2 ブレーキの効き具合	1 遊び及び踏み込んだときの床板とのすき間 2 ブレーキの効き具合
制動装置		
駐車ブレーキ機構	(※1) 1 引きしろ	1 引きしろ

別表第4 (自家用貨物自動車等の定期点検基準) (第二条関係)

点検時期	6 月 ごと	1 2 月 ごと
点検箇所		〔6月ごとの点検に次の点検を加えたもの〕
(略)		
ブレーキ・ペダル	(※1) 1 遊び及び踏み込んだときのすき間 (※1) 2 ブレーキの効き具合	1 遊び及び踏み込んだときの床板とのすき間 2 ブレーキの効き具合
制動装置		
駐車ブレーキ機構	(※1) 1 引きしろ	1 引きしろ

	(略)	(※1) 2 プレーキの効き具合	2 プレーキの効き具合
電気装置	点火装置 (略)	(※4) 1 点火プラグの状態 2 点火時期	点火プラグの状態
	(略)		

- (注) ① (※1) 印の点検は、大型特殊自動車にあつては、行わなくてもよい。
 ② (※2) 印の点検は、大型特殊自動車に限る。
 ③ (※3) 印の点検は、道路運送法第80条第1項の規定により受けた許可に係る自動車に限る。
 ④ (※4) 印の点検は、自動車検査証の交付を受けた日又は当該点検を行った日以降の走行距離が6月当たり4千キロメートル以下かつた場合を除き、行わないこととする。

⑤ (※5) 印の点検は、点火プラグが白金プラグ又はイリジウム・プラグの場合は、行わないことができる。

(削除)

	(略)	(※1) 2 プレーキのきき具合	2 プレーキのきき具合
電気装置	点火装置 (略)	(※4) 1 点火プラグの状態 2 点火時期	点火プラグの状態
	(略)		

- (注) ① (※1) 印の点検は、大型特殊自動車にあつては、行わなくてもよい。
 ② (※2) 印の点検は、大型特殊自動車に限る。
 ③ (※3) 印の点検は、道路運送法施行規則第52条の規定により受けた許可に係る自動車に限る。
 ④ (※4) 印の点検は、自動車検査証の交付を受けた日又は当該点検を行った日以降の走行距離が6月間当たり4千キロメートル以下かつた場合を除き、行わないこととする。

別表第5 (二輪自動車の定期点検基準) (第二条関係)

点検箇所	点検時期	1 2 月 ごと	
		6 月ごとの点検に次の点検を加えたもの	
ハンドル	6 月 ごと		操作具合
フロント・フォーク			1 損傷 2 ステアリング・ステムの取付状態 3 ステアリング・ステムの軸受部のがた
ブレーキ・ペダル及びブレーキ・レバー	1 遊び 2 プレーキのきき具合		
ロット及びブレーキ類			緩み、がた及び損傷
ホース及びパイプ			漏れ、損傷及び取付状態
リザーバ・タンク			液量
マスタ・シリンダ、ホイール・シリンダ及びディスク・キャリパ			機能、摩耗及び損傷
ブレーキ・ドラム及びブレーキ・シュー			1 シューの摺動部分及びライニングの摩耗 2 ドラムの摩耗及び損傷
ブレーキ・ディスク及びパッド			1 ディスクとパッドとのすき間

			<ul style="list-style-type: none"> 2 パットの摩耗 3 デイスクの摩耗及び損傷
走行装置	ホイール	<ul style="list-style-type: none"> 1 タイヤの状態 2 ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み 	<ul style="list-style-type: none"> 1 フロント・ホイール・ベアリングのがた 2 リヤ・ホイール・ベアリングのがた
緩衝装置	サスペンション・アーム		連結部のがた及びアームの損傷
	ショック・アブソーバ		油漏れ及び損傷
動力伝達装置	クラッチ	<ul style="list-style-type: none"> 1 クラッチ・レバーの遊び 2 作用 	
	トランスミッション	油漏れ及び油量	
	プロペラ・シヤフト及びドライブ・シヤフト		継手部のがた
	チェーン及びスプロケット	チェーンの緩み	スプロケットの取付状態及び摩耗
	点火装置	点火プラグの状態	点火時期
電気装置	バッテリー		ターミナル部の接続状態
	電気配線		接続部の緩み及び損傷
	本体	<ul style="list-style-type: none"> 1 排気の状態 2 エア・クリーナ・エレメントの状態 	<ul style="list-style-type: none"> 1 かかり具合及び異音 2 低速及び加速の状態
	潤滑装置	油漏れ	
原動機	燃料装置		<ul style="list-style-type: none"> 1 燃料漏れ 2 リンク機構の状態 3 スロットル・バルブ及びチョーク・バルブの作動
	冷却装置		水漏れ
	ローバイン・ガス還元装置		配管の損傷
ばい煙、二酸化炭素等の有害なガス、有害な		<ul style="list-style-type: none"> 1 二次空気供給装置の機能 2 配管の損傷及び取付状態 	

カズ等の登載防止装置		
エンジン・スト・パイプ及び マフラー		1 取付けの緩み及び損傷 2 マフラーの機能
フレーム		緩み及び損傷
その他		シヤシ各部の給油脂状態

別表第6 (自家用乗用自動車等の定期点検基準) (第二条関係)

点検箇所	点検時期	点検に次の点検 を加えたもの	
		1年ごと	2年ごと
かじ取り装置			
(略)			
ギヤ・ボックス			(※1) 取付けの緩み
ロット及びアーム類			(※1) 1 緩み、がた及び損傷 2 ボール・ジョイントのダズト・ブーツの亀裂及び損傷
かじ取り車輪			(※1) ホイール・アライメント
パワー・ステアリング装置			1 油漏れ及び油量 (※1) 2 取付けの緩み
ブレーキ・ペダル		1 遊び及び踏み込んだときの床板とのすき間 2 ブレーキの効き具合	
駐車ブレーキ機構		1 引きしろ 2 ブレーキの効き具合	
(略)			
ブレーキ・ドラム及び ブレーキ・シュー		(※1) 1 ドラムとライニングとのすき間 (※1) 2 シューの摺動部分及びライニングの摩擦	ドラムの摩擦及び損傷
ブレーキ・ディスク及び パッド		(※1) 1 ディスクとパッドとのすき間 (※1) 2 パッドの摩擦	ディスクの摩擦及び損傷

別表第6 (自家用乗用自動車等の定期点検基準) (第二条関係)

点検箇所	点検時期	点検に次の点検 を加えたもの	
		1年ごと	2年ごと
かじ取り装置			
(略)			
ギヤ・ボックス			※ 取付けの緩み
ロット及びアーム類			※ 1 緩み、がた及び損傷 2 ボール・ジョイントのダズト・ブーツの亀裂及び損傷
かじ取り車輪			※ ホイール・アライメント
パワー・ステアリング装置			1 油漏れ及び油量 ※ 2 取付けの緩み
ブレーキ・ペダル		1 遊び及び踏み込んだときの床板とのすき間 2 ブレーキの効き具合	
駐車ブレーキ機構		1 引きしろ 2 ブレーキの効き具合	
(略)			
ブレーキ・ドラム及び ブレーキ・シュー		※ 1 ドラムとライニングとのすき間 ※ 2 シューの摺動部分及びライニングの摩擦	ドラムの摩擦及び損傷
ブレーキ・ディスク及び パッド		※ 1 ディスクとパッドとのすき間 ※ 2 パッドの摩擦	ディスクの摩擦及び損傷

走行装置	ホイール	(※1) 1 タイヤの状態 (※1) 2 ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み	(※1) 1 フロント・ホイール・ベアリングのた た (※1) 2 リヤ・ホイール・ベアリングのた
	(略)		
動力伝達装置	(略)		
	トランスミッション及びトランスフア	(※1) 油漏れ及び油量	
	プロペラ・シヤフト及びプロペラ・シヤフト	(※1) 連結部の緩み	自在継手部のダスト・ブーツの亀裂及び損傷
	デフアレシヤル		(※1) 油漏れ及び油量
電気装置	点火装置	(※1) (※2) 1 点火装置の状態 2 点火時期 3 デイスタリビュータのキャツプの状態	
	(略)		
原動機	本体	1 排気の状態 (※1) 2 エア・クリーナ ・エレメントの状態	
	(略)		
	エグゾースト・パイプ及びマフラ	(※1) 取付けの緩み及び損傷	マフラの機能
	(略)		

(注) ① 法第61条第2項の規定により自動車検査証の有効期間を3年とされた自動車にあつては、2年目の点検は1年ごとの欄に掲げる基準によるものとし、3年目の点検は2年ごとの欄に掲げる基準によるものとする。

② (※1) 印の点検は、自動車検査証の交付を受けた日又は当該点検を行った日以降の走行距離が1年当たり5千キロメートル以下の自動車に於いては、前回の当該点検を行うべきこととされる時期に当該点検を行わなかつた場合を除き、行わないことができる。

③ (※2) 印の点検は、点火装置が白金プラグ又はイリジウム・プラグの場合は、行わないことができる。

別表第7(二輪自動車の定期点検基準)(第二条関係)

点検箇所	点検時期	1 年ごとと	2 年ごとと (1年ごとの点検に次の点検を加えたもの)
ハンドル			操作具合

走行装置	ホイール	※1 タイヤの状態 ※2 ホイール・ボルトの緩み	※1 フロント・ホイール・ベアリングのた ※2 リヤ・ホイール・ベアリングのた
	(略)		
動力伝達装置	(略)		
	トランスミッション及びトランスフア	※ 油漏れ及び油量	
	プロペラ・シヤフト及びプロペラ・シヤフト	※ 連結部の緩み	自在継手部のダスト・ブーツの亀裂及び損傷
	デフアレシヤル		※ 油漏れ及び油量
電気装置	点火装置	※1 点火装置の状態 2 点火時期 3 デイスタリビュータのキャツプの状態	
	(略)		
原動機	本体	1 排気の状態 ※2 エア・クリーナ ・エレメントの状態	
	(略)		
	エグゾースト・パイプ及びマフラ	※ 取付けの緩み及び損傷	マフラの機能
	(略)		

(注) ① 法第61条第2項の規定により自動車検査証の有効期間を3年とされた自動車にあつては、最初の点検は2年目の点検に係る技術上の基準は1年ごとの欄に掲げるものとし、最初の3年目の点検に係る技術上の基準は2年ごとの欄に掲げるものとする。

② ※印の点検は、自動車検査証の交付を受けた日又は当該点検を行った日以降の走行距離が年間当たり5千キロメートル以下の自動車に於いては、前回の当該点検を行うべきこととされる時期に当該点検を行わなかつた場合を除き、行わないことができる。

(新設)

取り装置	フロント・フオーク	ステアリング・システムの軸受部のがた	1 損傷 2 ステアリング・システムの取付状態
脚	ブレーキ・ペダル及びブレーキ・レバー	1 遊び 2 ブレーキの効き具合	
	ロット及びブレーキ類	緩み、がた及び損傷	
	ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態	
	スタタ・シリンドラ、ホイール・シリンドラ及びデイスク・キャリパ	液漏れ	機能、摩耗及び損傷
	ブレーキ・ドラム及びブレーキ・シユニー	(※1) 1 ドラムとライニングとのすき間 (※1) 2 シユニーの摺動部分及びライニングの摩耗	ドラムの摩耗及び損傷
装置	ブレーキ・デイスク及びパット	(※1) 1 デイスクとパットとのすき間 (※1) 2 パットの摩耗	デイスクの摩耗及び損傷
	ホイール	(※1) 1 タイヤの状態 2 ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み (※1) 3 フロント・ホイール・ベアリングのがた (※1) 4 リヤ・ホイール・ベアリングのがた	連結部のがた及びアームの損傷
緩衝装置	サスペンション・アーム		油漏れ及び損傷
	ショック・アブソーバ		作用
	クラッチ	クラッチ・レバーの遊び	
	トランスミッション	(※1) 油漏れ及び油量	
	プロペラ・シャフト及びボクシング・シャフト		継手部のがた
動力伝達装置	チェーン及びスプロケット	1 チェーンの緩み 2 スプロケットの取付状態及び摩耗	
	ドライブ・ベルト	(※1) 摩耗及び損傷	
電気	点火装置	(※1) (※2) 1 点火プラグの状態	

装置	燃 点 火 時 2 期		
	ターミナル部の接続状態	接続部の緩み及び損傷	
バッテリー 電気配線			
原 動 機	本体	(※1) 1 エア・クリリーナ ・エレメントの状 態 2 低速及び加速の状 態 3 排気の状態	
	潤滑装置	油漏れ	
	燃料装置	1 燃料漏れ 2 リンク機構の状態 3 スロットル・バルブ及び チヨーク・バルブの作動状 態	
	冷却装置	水漏れ	
ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置	フローバイ・ガス還元 装置		配管の損傷
	一酸化炭素等発散防止 装置		1 二次空気供給装置の機能 2 配管の損傷及び取付状態
	エゾノースト・パイプ及び マフラー	取付けの緩み及び損傷	マフラーの機能
	フレーム	緩み及び損傷	
	その他	シヤシ各部の給油脂状態	

(注) ① 法第61条第2項の規定により自動車検査証の有効期間を3年とされた自動車にあつ

<p>では、<u>2年目の点検は1年ごとの欄に掲げる基準によるものとし、3年目の点検は2年ごとの欄に掲げる基準によるものとする。</u></p> <p>② <u>(※1) 印の点検は、自動車検査証の交付を受けた日又は当該点検を行った日以降の走行距離が1年当たり1千五百キロメートル以下の自動車については、前回の当該点検を行うべきこととされる時期に当該点検を行わなかった場合を除き、行わないことである。</u></p> <p>③ <u>(※2) 印の点検は、点検プラザが白金プラザ又はイリジウム・プラザの場合は、行わないことができる。</u></p> <p>別表第8 (劣化又は摩耗により生ずる状態) (第五条関係) (略)</p>	<p>別表第7 (劣化又は摩耗により生ずる状態) (第五条関係) (略)</p>
---	--

○自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）（附則第二項関係）

<p>2第 ら小自宣下以送 九（ な型動伝の上の前条検 い自車用人の用項 査 °動及自の自にの（成 車び動運動供記略績 に軽車送車す録）の 係自そのにるは 記 る動の用係自、録 も車他にる動二 の並特供も車年 にび種すの（九 あにのるに軽月 つ大用自あ自間 て型途動つ動（ は特に車て車車 三殊供ではを両 年自すあ一除総 九動るつ年く重 月車自て九°量 間を家四月）八 ）除用輪間及ト 保く普以、びン 存°通上乘乘以 し）自の車車上 な及動も定定の けび車の員員貨 れ二、（十物 ば輪小広人一の なの型告以人運</p>	<p>改 正 案</p>
<p>2第 れ動動以以送 九（ ば車車下上の前条検 なを点のの用項 査 ら除検人自にの（成 なく基の動供記略績 い°準運車す録）の °）第送にるは 記 に三の係自、録 係条用る動二 る第にも車年 も二供の（九 の項すに軽月 に第るあ自間 あ五自つ動（ つ号動て車車 てに車はを両 は掲で、除総 ）げあ一く重 三るつ年°量 年自て九）八 九動四月及ト 月車輪間びン 間及以、乘以 ）び上乘車上 保大の車定の 存型も定員貨 し特の員十物 な殊（十一の け自自 人人運</p>	<p>現 行</p> <p>（傍線の部分は改正部分）</p>

別表第四（第六条関係）	2	ハ	ロイ	ハ	ロイ	三	二	一	六	点	法	第	（	削	ロ	イ	掲	ロ	イ	掲	定	準	条	点	検	）	改	
																												（
（	略	殊	か	安	有	に	に	く	て	等	法	第	）	削	ロ	イ	掲	ロ	イ	掲	定	準	条	点	検	）	改	
）	）	）	）	）	）	）	）	）	）	）	）	）	）	）	）	）	）	）	）	）	）	）	）	）	）	）	）	）

別表第四（第六条関係）	2	ハ	ロイ	ハ	ロイ	三	二	一	六	点	法	第	（	削	ロ	イ	掲	ロ	イ	掲	定	準	条	点	検	）	現	
																												（
（	略	殊	か	安	有	に	に	く	て	等	法	第	）	削	ロ	イ	掲	ロ	イ	掲	定	準	条	点	検	）	現	
）	）	）	）	）	）	）	）	）	）	）	）	）	）	）	）	）	）	）	）	）	）	）	）	）	）	）	）	）

点検箇所		点検内容
(略)		
走行装置	リフト・サドル・ホイール・グランド	損傷
(略)		

(注 送)

点検箇所		点検内容
(略)		
走行装置	リフト・サドル・ホイール・グランド	損傷
(略)		

別表第五 (第六条関係)

点検箇所		点検内容
走行装置	リフト又はホイール・グランド	損傷
緩衝装置	シヤシバね又はショック	緩衝能力
動力伝達装置	トランスミッション	変速機構の機能
原動機		運転状態

別表第六 (第六条関係)

点検箇所		点検内容
(略)		
走行装置	リフト又はホイール・グランド	損傷
(略)		

(振 送)

点検箇所		点検内容
(略)		
走行装置	リフト又はホイール・グランド	損傷
(略)		

別表第六 (第六条関係)

点検箇所		点検内容
走行装置	リフト又はホイール・グランド	損傷
緩衝装置	シヤシバね又はショック	緩衝能力
動力伝達装置	トランスミッション	変速機構の機能
原動機		運転状態